国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「第八条第三項」を「第八条第六項」に改める。

第一条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十四条第二項（公示送達）に規定する財務省令で定める方法は、国税庁その他の行政機関の使用に係る電子計算機と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（国税庁その他の行政機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　国税庁その他の行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。第四条第二項（納付受託者の指定の手続）において同じ。）を使用するもの

第四条第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同条第二項ただし書中「（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。）」を削る。

第十五条第二項中「同じ。）」の下に「又は公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該法人課税信託」の下に「又は公益信託」を加える。

別紙第８号書式備考３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附　則

この省令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第三項第一号の改正規定　令和八年十一月一日

二　第一条の二の改正規定及び第四条第二項ただし書の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日

三　第四条第一項の改正規定及び別紙第８号書式備考３の改正規定　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）

○財務省令第二十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十七号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第五条の六第二十二項第一号及び第二号中「又は福島国際研究教育機構理事長」を「、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長」に改める。

第五条の十二の二を削る。

第五条の十二の三の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に、「場合等」を「場合」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十条の五の六第十一項」を「第十条の五の五第五項」に改め、同項第一号中「第十条の五の六第一項又は第三項」を「第十条の五の五第一項」に、「同条第十一項」を「同条第五項」に、「情報技術事業適応設備又は同条第三項に規定する事業適応繰延資産」を「生産工程効率化等設備」に改め、「、次号」を削り、「。次号及び次項」を「。次項」に改め、「並びに当該認定申請書等に係る産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（次項第一号において「認定事業適応計画」という。）に従つて実施される同法第二十一条の二十第二項第一号に規定する情報技術事業適応（次項第一号において「情報技術事業適応」という。）に係る同令第十一条の十九第三項の確認書（次項第一号において「確認書」という。）の写し」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第十条の五の六第二項、第四項又は第六項」を「第十条の五の五第二項」に、「同条第十一項」を「同条第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十条の五の六第十三項」を「第十条の五の五第七項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類」を「同条第三項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条を第五条の十二の二とし、第五条の十二の四を第五条の十二の三とし、第五条の十二の五を第五条の十二の四とする。

第五条の十三第三項中「別表第六」を「（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六」に改め、同条第四項第一号中「計数型の電子計算機（」を削り、「ものに限る。）」を「もの」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

９　施行令第六条の三第二十一項に規定する財務省令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業とする。

第六条の二第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」を「物資の流通の効率化に関する法律施行規則」に改める。

第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第二項及び第三項中「証する書類」の下に「又はその写し」を加える。